【国際】****様式第１－３

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

**原寄託申請書**

（植物細胞、藻類、原生動物）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構　特許生物寄託センター長　殿千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 120号室 | ＊1 | 受託番号：　FERM BP-受託日：　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日受付番号： |

寄託者は、Ⅱ欄の微生物をブダペスト条約に基づいて寄託し、ブダペスト条約に基づく規則9.1に定める期間中寄託を取り下げないことを約束し、併せて提出する別添の「微生物の原寄託に関する承諾書」の記載事項を承諾します。

|  |
| --- |
| Ⅰ．微生物の種類　（該当するものにチェックしてください） |
| □植物細胞 | □藻類 | □原生動物　 |  |  |
| Ⅱ．微生物の表示　（この表示はサンプルの表示と一致させてください） |
| 識別の表示： |  |
| Ⅲ．国内寄託から国際寄託への移管申請である　（該当する場合はチェックしてください。） |
| □　はい： | 国内寄託の受託番号：　FERM P- |
| （微生物の提出は省略します。国内寄託の受託証の写しを添付してください。） |
| Ⅳ．遺伝子組換え生物である　（該当する場合はチェックしてください。） |
| □　はい： | （XII で詳細を記入してください。） |
| Ⅴ．混合微生物である　（該当する場合はチェックしてください。） |
| □　はい： | （XIII で詳細を記入してください。）  |
| Ⅵ．科学的性質及び分類学上の位置 | ＊2（　） |
| 分類学上の位置　（学名）： |
|  |  |
| 科学的性質　（形態的、培地上の特徴、生理学的特徴等）： |
|  |  |
| Ⅶ．その他の情報　（原産地、分離源、関係文献、微生物が他機関に保存されている場合はその機関名と番号等） | ＊3（　） |
|  | 原産地：分離源：採集年：栽培地（植物細胞）： |

＊1　FERM BP-

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅷ．健康又は環境に対する性質　　（該当するものにチェックしてください。） | ＊3（　） |
| この微生物は下記のものに対して害があるか |
| □ある： | □人　　 | □動物　（その性質：  | ） |
|  | バイオセーフティレベル： |
|  | □植物 |
| □ない |
| □不明 |
| Ⅸ．培養条件 | ＊3（　） |
| 培地名、培地番号等： | 培地のpH（滅菌前）： |  |
|  |  | 滅菌温度・時間：　　　　　　　　　　　　　　 |  | ℃ |  | 分 |
| 培養温度： |  | ℃ |
| 培養期間： |  |
| 培地の組成： | 培養方法： |  |
|  |  |  | □静置培養 | □振とう培養 |  |
|  | □その他( |  | ) |
| 光要求性： |  |
|  | □不要 |
|  | □要 |
|  | 光条件： |  |
|  | 光強度： | （単位）□μmol/m2･s　□lux |
|  | 明暗周期： | □不要 |
|  |  | □明期時間　12h/暗期時間　12h |
|  | □その他明期時間　 h/暗期時間　 h |
| その他： |
| Ⅹ．保管方法（希望する当センターでの保管方法を1つ選択して□にチェックしてください。） | ＊3（　） |
| □冷蔵（約4℃）□冷凍（約－80℃）□冷凍（約－170℃、液体窒素タンク気相）□継代培養による維持 |
| 乾燥又は凍結保存に使用した保護剤の組成： |
| 継代培養による維持の場合の条件： |
|  | 培養条件： | □Ⅸ.と同じ□その他の具体的な条件及び方法： |
|  | 植え継ぎ方法： |  |
|  | 植え継ぎ間隔： | □1ヶ月 □2ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月 □1年 □その他（　　　　　　） |
|  | 直近の継代年月日： | 年　　月　　日 |
|  | 増殖過程の状況： | ・植継直後： |  |
| ・培養中期： |  |
| ・植継直前： |  |

\*1　FERM BP-

|  |  |
| --- | --- |
| XI．生存確認試験のための条件　（該当するものにチェックしてください。） | ＊3（　） |
| 1） Ｌ－乾燥又は凍結乾燥の場合 |
|  | 復水液： | □滅菌生理食塩水　　□滅菌水　　□その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  | ） |
|  | 復元温度： |  | ℃ |
|  | その他： |  |
|  |
| 2） 凍結の場合 |
|  | 融解温度： |  | ℃ |
|  | その他： |  |
|  |  |  |
| XII．遺伝子組換え生物である　　（該当するものにチェックしてください。）。 | ＊3（　） |
| 1．宿主 |
| 名　称　： |  | （実験分類クラス：  |  | ） |
| ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| ・毒素の生産性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| 2．ベクター |
| 名　称　： |  |
| マーカー： |  |
| 由　来　： |  |
| 3．供与核酸 |
| 名　称　： |  |
| 核酸由来生物 ： |  | （実験分類クラス： | ） |
| ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| ・毒素の生産性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| 4．その他の情報　： |  |
| 5．拡散防止措置の区分 ： | □　P1　　□　P2　　□ P1P　　□ P2P |
| （研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省･環境省令第一号）第四条に規定する拡散防止措置） |
| 6．大臣確認実験　： | □　該当する　　□　該当しない |
| XIII．混合微生物である。 | ＊3（　） |
| 組成 ： |  |
|  |  |
| 組成の存在を確認する方法 ： |  |
|  |  |

\*1　FERM BP-

|  |
| --- |
| XⅣ．寄託期間終了後の微生物の取り扱い　（該当するものにチェックしてください。）。 |
| □　独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）に譲渡する。 \*4 |
| □　寄託者に返還する。 |
| □　特許生物寄託センターにて廃棄する。 |
| XⅤ．請求書の宛名と送付先 |
| 請求書の宛名 |  |  |
|  |
| 請求書の送付先　 |  |
|  | 氏名（名称）： |  |  |
|  | 〒 |
|  | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  | Fax： |  |
|  | e-mail： |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 寄託者 | （フリガナ） |  |  |
|  | 氏名（名称） |  | 　印 |
| 英訳又はローマ字音訳 |  |  |
|  | 〒 |  |
|  | 住所 |  |  |
| 英訳又はローマ字音訳 |  |  |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Tel： |  | Fax： |  |
| e-mail： |  |

 |  |
|  |
|  | ・ 特許事務担当者所属・氏名： |  |  |
|  | Tel： |  | Fax： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |
|  | ・ 微生物取扱担当者所属・氏名： |  |  |
|  | Tel： |  | Fax： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |
| 代理人 | 氏名 |  | 　印 |
|  |  | 〒 |  |
|  | 住所 |  |  |
|  | Tel： |  | Fax： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |  | 年 | 月 | 日 |

\*1　寄託機関が使用する項目ですので記載しないでください。

\*2　科学的性質及び分類学上の位置に関する追加の情報がある場合は\*2(　)内にチェックをし、申請書に添付してください(同属にＮＩＴＥバイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル3又は4がある場合で、かつ、種が未同定の場合等)。

\*3　添付書類がある場合は\*3（ ）内にチェックをし、申請書に添付してください。

\*4　譲渡された微生物はNITEにてしかるべきカルチャーコレクションに組み入れられます。

|  |
| --- |
| 添付書類： |
| ■　「微生物の原寄託に関する承諾書」 |
| □　委任状又はその写し　（代理人を立てる場合はチェックをして委任状を添付してください。） |
| □　国内寄託の受託証の写し（移管申請の場合） |
| □　その他　（ |  | ） |

【国際】様式第２

別添

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

**微生物の原寄託に関する承諾書**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許生物寄託センター長　殿

千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 120号室

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下「条約」という。）に基づく規則（以下「規則」という。）に基づき特許生物寄託センター（以下「IPOD」という。）に微生物の寄託をしようとする者（以下「寄託者」という。）は、下記の全ての事項について承諾した上、併せて提出する原寄託申請書に記載の微生物について条約に基づく寄託制度の利用を申し込みます。

1. 本寄託の目的—条約に基づく寄託

寄託者は、IPODに対して、微生物（以下「寄託微生物」という。）を寄託し、IPODは、これを本承諾書及び寄託者から提出された申請書に記載された条件に従って受託し（以下「本寄託」という。）、条約第7条に定める「国際寄託当局」として、条約、規則及び日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成14年経済産業省告示第290号。（以下「実施要綱」という。）に基づく業務（以下「本業務」という。）を行う。

1. 寄託者が保証すべき事項
	1. 寄託者は、IPODに対して次の各号の事項が真実であることを保証する。
		1. 原寄託申請書に記載した事項
		2. 寄託微生物が、原寄託申請書に記載された微生物と同一の微生物であること。
		3. 寄託微生物が、製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル3又は4でないこと。
		4. 寄託微生物が、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）において、Ｐ3、Ｐ3Ａ又はＰ3Ｐの拡散防止措置を必要とする微生物等の遺伝子組換え生物でないこと。
		5. 寄託微生物の特性及び保管期間に対して適した保存方法を選択していること。
	2. IPODは、寄託微生物が実施要綱第21条に基づき定めた種類の微生物であるかどうかを確認するために必要であると認めたときは、寄託者に対して、寄託微生物に関する情報の提供を求めることができる（実施要綱第5条の2第1項）。
	3. 寄託者は2.2に基づく情報の提供を求められた場合は、できるだけその求めに応じること（実施要綱第5条の2第2項）。
	4. 寄託者が、2.1で保証した事項が真実でなかった結果、又は寄託申請書に健康又は環境に対する性質について不明と記載した結果、それらに起因し、IPOD又は分譲を請求する者に何らかの損害、損失等が発生した場合、寄託者は一切の責任を負担するものとする。
2. 手数料の支払
	1. 寄託者は、寄託微生物の寄託、再寄託、分譲、継続寄託等の各申請後、IPODの定める期間内にIPODが定める手数料を納付するものとする。
	2. 寄託者が、IPODに対して一旦納付した手数料は、その理由のいかんを問わず一切返還されないものとする。
3. 寄託微生物の受領
	1. IPODは、本寄託の申請が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合を除き、寄託者から寄託微生物を受領するものとする。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反しているとき。
		2. 寄託微生物が、IPODが実施要綱第21条に基づき定めた種類の微生物でないとき（実施要綱第5条第1項第1号）。
		3. IPODの指定する量の寄託微生物が、IPODの指定する提出の方法等に従って提出されないとき（実施要綱第4条）
		4. IPODが、寄託微生物につき条約、規則、実施要綱、申請書及び本承諾書に従って本業務を技術的に遂行することができないと判断したとき（実施要綱第5条第1項第2号）。
		5. 寄託の申請書が日本語で作成されていないとき（実施要綱第6条第1項第3号）。
		6. 本承諾書に記名捺印がなされていないとき。
	2. IPODは、寄託者より寄託微生物を受領した場合には、当該寄託微生物に固有の受領番号を付し、受領書により、これを寄託者に通知する。
	3. IPODは、4.1の各号のいずれかに該当する場合には、寄託微生物の受領を拒否するものとする。この場合において、IPODに対して寄託微生物が郵送された場合等IPODが既に寄託微生物の引渡しを受けている場合には、IPODは、寄託者に対して寄託微生物を返還する。ただし、4.1イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとIPODが判断した場合には、IPODは、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させることができる。
4. 寄託微生物の受託
	1. IPODは、4.に従って寄託微生物を受領した場合には、IPODが定める期間内に寄託微生物を受託するか否かについてIPODが定める規則に従って審査の上決定するものとする。
	2. IPODは、本寄託申請が次の各号のいずれかに該当する場合、寄託微生物の受託を拒否するものとする（実施要綱第5及び第6条）。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反しているとき。
		2. IPODが寄託微生物につき条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない本業務を技術的に遂行することができないとき（実施要綱第5条第1項第2号）。
		3. 寄託微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由により寄託微生物について受託することができない状態で寄託されたとき（実施要綱第5条第1項第3号）。
		4. 受領後の審査により、寄託微生物の存在又は生存が認められないことが判明したとき。
		5. IPODが定める手数料を納付しないとき（実施要綱第6条第1項第4号）。
	3. 4.において受領した寄託微生物をIPODが5.1に従って受託することを決定した場合には、IPODは寄託微生物に固有の番号を付し、以下の事項を記載した受託証を交付する（規則7.3）。
5. IPODの名称及び住所
6. 寄託者の氏名又は名称及び住所
7. 原寄託の日（寄託微生物の受領日）
8. 寄託者が微生物に付した識別の表示（番号、記号等）
9. IPODが寄託について付した受託番号
10. 寄託申請書に微生物の科学的性質又は分類学上の位置が記載されている場合には、その記載がされている旨の表示
	1. 本寄託は、5.1における受託決定によって効力を生ずるものとする。
	2. IPODが、5.1及び5.2に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、IPODは、その旨を寄託者に通知しなければならない。
	3. IPODが5.1及び5.2に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、IPODは、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
	4. 5.5の通知の発信により、寄託者による本寄託の申込みはその効力を失い、4.2の受領書はその効力を失う。
11. 手続の補正及び受託しない場合の効果
	1. 5.1において、IPODが、5.2イ又はホにより受託を拒否すべきものと判断した場合、IPODは、直ちに受託を拒否することを決定せず、寄託者に対し、手続補正指示書により、手続の補正を求めることができる（実施要綱第6条第2項及び第3項）。
	2. 寄託者が6.1に定める手続補正指示書に従い手続の補正を行い、これによって5.2イ又はホの補正がなされたとIPODが判断した場合には、IPODは、寄託微生物の受託を決定するものとする。
	3. 6.1において、IPODが指定する期間内に寄託者よる手続の補正が為されない場合には、IPODは、5.2に基づき当該寄託微生物の受託を拒否するものとする。
	4. 6.3に基づき、IPODが、寄託微生物の受託を拒否する場合、IPODは、受託を拒否する旨を寄託者に通知するとともに、申請書類を寄託者に返送しなければならない。
	5. 6.3に基づき寄託微生物の受託を拒否する場合には、IPODは、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
	6. 6.4の通知の発信により、寄託者による本寄託の申請は、その効力を失い、4.2の受領書はその効力を失う。
12. 寄託微生物の寄託者への分譲

規則11.2に基づき、寄託者がIPODから寄託微生物の分譲を受ける場合、下記の事項を厳守しなければならない。

* 1. 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取扱方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること。
	2. 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること。
	3. 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル2に属する微生物の分譲を受けた場合、その取扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること。
		1. 実験区域を限定した上で実験を行う。
		2. エアロゾル発生のおそれのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。
		3. 実験中は関係者以外の立入りを禁止する。
		4. 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
	4. 7.1から7.3に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及びDNAに関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること。
1. 寄託微生物の寄託者以外の者への分譲
	1. 微生物の試料の分譲を請求する者（以下「請求人」という。）が、締約国若しくは政府間工業所有権機関の工業所有権庁である場合、又は当該微生物に係る特許を所管する工業所有権庁より法令上の資格を与えられた者である場合、IPODは規則11.1又は11.3に基づき寄託微生物を分譲する。分譲された寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件は条約、規則及び当該工業所有権庁が定める各国の法令等の定めに従うものとする。
	2. 請求人が寄託者の了解を得た者である場合、IPODは規則11.2に基づき寄託微生物を分譲し、分譲された寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件は、8.1に定める寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件と同様とする。
	3. IPODは、請求人が真に寄託者の了解を得ているか否かについて、請求人から提出される分譲請求書に寄託者が承諾を与えた旨の記名捺印又は署名が為されているか否かのみを審査するものとし、これらの記名捺印又は署名が真性なものであるか否か、正当な権限によってなされたか否か等分譲請求書の書面上明らかでない事項について調査する義務を負わないものとする。
	4. IPODは、8.1又は8.2により寄託微生物を分譲したときは、分譲した旨を寄託者に対して速やかに通知する。
	5. IPODは、分譲請求者からの要請に応じて、寄託微生物の科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件に関する情報の提供を行うものとする。また、遺伝子組換え生物等で移転や使用に関する情報を提供することが必要とされている微生物を分譲する場合には、分譲請求者にその旨の情報を提供する。
2. 寄託微生物の再寄託
	1. IPODは、IPODにおいて保管する寄託微生物が、死滅、分譲による試料の減少その他一切の事由により分譲できなくなった場合には、寄託者に対してその旨通知するものとする。
	2. 9.1の通知があった場合、寄託者は、条約第4条(1)(a)に基づき、当該寄託微生物と同一の微生物をIPODに再寄託することができる。再寄託に当たっては、本承諾書の受領及び受託に関する規定（4.ないし6.）が準用されるものとする。
	3. 寄託者は、9.2の再寄託に当たり、再寄託する微生物が当該寄託微生物と同一である旨を陳述した文書（再寄託申請書）に記名捺印してIPODに提出しなければならない（条約第4条(1)(c)）。また、寄託者は、再寄託する微生物が当該寄託微生物と同一である旨証明する文書が存在する場合には、特段の事情がない限り、再寄託に際して再寄託申請書に加えて当該文書をIPODに提出するものとする。
	4. 寄託者と再寄託された微生物の分譲を受けた者との間、あるいは寄託者とIPODとの間で、再寄託された微生物と当該寄託微生物の同一性について争いが生じた場合、これらの紛争に関し、IPODはいかなる責任及び義務を負わないものとする。
	5. 寄託者が、9.2の再寄託申請を行わない場合、又は再寄託申請を行ったが受託の決定がなされない場合には、本寄託は終了する。
	6. 9.2により寄託微生物の再寄託を行う場合、寄託者はIPODが定める所定の手数料をあらかじめ納めなければならない。ただし、分譲による寄託微生物の試料の減少によって分譲ができなくなった場合には、寄託者は、再寄託の手数料を納付することを要しないものとする。
	7. IPODは、寄託微生物の死滅その他一切の事由によって分譲できなくなった場合においても、条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って、再寄託された微生物を受託する義務を負う他は寄託者に対していかなる責任及び義務を負わないものとする。また、9.5に定める本寄託の終了により、寄託者が何らかの損害を受けた場合であっても、IPODはその理由の如何を問わずいかなる責任も負わないものとする。
3. 寄託の取下げ
	1. 寄託者は13.1に定める保管期間中、本寄託を取り下げることはできない。
	2. 寄託者は、13.2により継続された期間中は、寄託取下申請書をIPODに提出することにより、IPODに対して寄託の取下げを申請することができる。
	3. IPODは、10.2の請求があったとき、速やかに本業務を終了する。
4. 本業務の停止
	1. IPODは、受託の決定後、次の事項に該当する事由が判明し、又は生じた場合には本業務を停止し、本寄託を直ちに終了させるものとする。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反していること。
		2. 寄託微生物が実施要綱第21条に基づきIPODが定めた種類の微生物でないこと（実施要綱第5条第1項第1号）。
		3. IPODが寄託微生物について条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない業務を技術的に遂行することができないこと（実施要綱第5条第1項第2号）。
		4. IPODが寄託微生物を保有していることが、法令又は条約に違反し又は公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体若しくは財産に悪影響を及ぼす可能性があるとIPODが判断したとき。
		5. 9.に規定する再寄託がなされなかったとき。
		6. 寄託微生物をIPODで扱うことが不適当であるとIPODが判断したとき。
	2. IPODは、11.1の規定に基づき本寄託が終了した場合には、IPODは、IPODの選択に従い寄託者に対して寄託微生物を返還又は廃棄する。ただし、11.1イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとIPODが判断した場合には、IPODは、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させることができる。
	3. 本業務の停止と同時に、寄託微生物の受託証は失効する。
5. IPODの免責
	1. IPODは本業務に起因し、又は関連して寄託者に生じた損害について、その理由のいかんを問わず一切の責任を負わない。ただし、IPODにおいて条約、規則及び実施要綱に従って本業務を行わず、かつ、そのことについてIPODに故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
	2. 12.1ただし書に基づきIPODが負担する損害賠償責任は、寄託者から現実に受領した手数料の金額から保管に要した費用を除した金額を上限とする。
	3. IPODは、寄託者と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。
6. 本寄託における微生物の保管期間
	1. 本寄託の保管期間は、IPODが寄託微生物を受領又は移管申請を受け付けた日から30年が経過する日までとする。ただし、本寄託の保管期間中に寄託微生物の試料の分譲に係る請求があった場合で、当該最新の請求を受領した日から5年が経過する日が寄託微生物受領の日から30年が経過する日よりも遅い場合には、本寄託の保管期間は、当該最新の請求を受領した日から5年が経過する日まで延長されるものとする。
	2. 寄託者は、本寄託の保管期間の満了までに、IPODに継続寄託申請書を提出することにより、本寄託の保管の継続を請求することができる。
	3. 13.2による請求が本寄託の保管期間の満了までにない場合、本寄託は、本寄託の保管期間の満了をもって終了し、IPODは15.に基づいて寄託微生物を取り扱う。ただし、寄託の保管期間を超えて寄託者と連絡がとれない場合、当該保管期間終了日の属する年度末に、寄託者が寄託申請書において指定した方法を問わず、寄託された微生物は廃棄する。
7. 書類の様式

本承諾書に定める寄託申請書、手続補正書、分譲請求書等の寄託者がIPODに提出すべき書類は、IPODが指定する様式に従って作成されなければならない。

1. 寄託終了後の寄託微生物の取扱い
	1. IPODは、本寄託の有効期限が満了した場合には、本承諾書に別段の定めのない限り、以下のイからハのうち寄託者が寄託申請書において指定した方法によって寄託微生物を取り扱うものとする。
		1. 寄託者に寄託微生物を現状有姿にて返還する（返還）。
		2. IPODにおいて寄託微生物を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させる（廃棄）。
		3. 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）へ寄託微生物を無償で譲渡する（譲渡）。
	2. 15.1ハに基づき寄託者からNITEに譲渡された寄託微生物に関する詳細は、別途NITEと寄託者間で交わす「譲渡同意書」にて定めるものとする。
2. 通知方法
	1. 寄託者は、本寄託及び寄託微生物に関して、IPODに問合せ、通知等そのほか一切の連絡を行う場合には、受領後受託までの間は受領書に記載された受領番号、受託後は受託証に記載された受託番号を用いて寄託微生物を特定するものとする。
	2. 寄託者は、自己の名称、所在地、電話番号、担当者名その他申請書記載の事項に変更があった場合には、直ちにIPODにその旨書面により届け出るものとする。寄託者が、本項の義務を怠ったことに起因して何らかの不利益、損害等を被った場合であっても、IPODは一切その責を負わない。
3. 寄託者の地位の譲渡の禁止
	1. 寄託者は、IPODに対してIPOD所定の名義変更届を提出しない限り、本寄託における寄託者としての地位、並びに本寄託に関する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
	2. 前項の規定は、寄託者としての地位が、相続、合併等の事由によって包括的に承継された場合はこれを適用しない。この場合、寄託者としての地位を承継する（又は承継した）者は、事前に届出が可能な場合には事前に、不可能な場合にあっては承継後速やかに、自己が寄託者としての地位を包括的に承継する（又は承継した）旨をIPOD所定の名義変更届を提出し届け出なければならない。
4. 条約、規則及び実施要綱との関係
	1. 本承諾書に定めなき事項は、条約、規則又は実施要綱の定めに従うものとする。本承諾書、条約、規則、実施要綱のいずれにも定めなき事項は、IPOD及び寄託者が誠実に協議の上定めるものとする。
	2. 本承諾書の規定と、条約、規則又は実施要綱の規定が抵触する場合には、IPODと寄託者の法律関係においても条約、規則又は実施要綱の規定を優先して適用するものとする。
	3. IPODは、本承諾書の提出後、条約、規則、実施要綱その他一切の法令が改正、制定又は廃止され、本承諾書の効力、解釈等に変更を生ずる可能性がある場合には、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。
	4. 日本国特許庁又は外国の工業所有権庁から、本寄託についてIPODに何らかの通知、指導、要請その他が為された場合には、IPODは、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。
5. 準拠法

本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。

1. 合意管轄裁判所

本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（改定日　2023年4月）

本承諾書の内容を適用する微生物

|  |
| --- |
| 微生物の識別の表示 |
| 1. | 6. |
| 2. | 7. |
| 3. | 8. |
| 4. | 9. |
| 5. | 10. |
| ※ | 寄託申請書のⅡ.欄に記載した識別の表示を記入してください。 |
| ※ | 同時に複数の寄託申請を行う場合は、各申請書に記載されている微生物の識別の表示を全て記入してください。 |